

# 児童手当制度(昭和47年創設)

制度の目的	家庭等の生活の安定に寄与する ・ 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する																		
対象児童	国内に住所を有する中学校修了まで(15歳に到達後の最初の年度末まで)の児童(住基登録者：外国人含む) ※対象児童1620万人 (令和2年度年報(令和3年2月末))	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監護・生計同一(生計維持)要件を満たす父母等</li> <li>・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>																
手当月額 (一人当たり)	<table border="0"> <tr> <td>0～3歳未満</td> <td>一律15,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳～小学校修了まで</td> <td>第1子・第2子：10,000円</td> <td>第3子以降：15,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>一律10,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得制限限度額以上</td> <td colspan="3">一律5,000円(特例給付)</td> </tr> </table> <p>※所得制限限度額(年収ベース) 960万円(子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合)</p> <p>( 令和4年10月支給分から特例給付の所得上限額を創設 (子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合、年収1,200万円相当) )</p>			0～3歳未満	一律15,000円			3歳～小学校修了まで	第1子・第2子：10,000円	第3子以降：15,000円		中学生	一律10,000円			所得制限限度額以上	一律5,000円(特例給付)		
0～3歳未満	一律15,000円																		
3歳～小学校修了まで	第1子・第2子：10,000円	第3子以降：15,000円																	
中学生	一律10,000円																		
所得制限限度額以上	一律5,000円(特例給付)																		
支払月	毎年2月、6月、10月(前月までの4か月分を支払)																		
実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施																		
費用負担	国、地方(都道府県・市区町村)、事業主拠出金で構成 ※事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当																		
給付総額	令和4年度予算：1兆9,988億円 ( 国負担分：1兆951億円、地方負担分：5,476億円 事業主負担分：1,637億円、公務員分：1,925億円 )																		